

第5回

島原市農業委員会総会議事録

平成23年10月26日

第5回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成23年10月26日(水) 14時00分

2. 閉会日時 平成23年10月26日(水) 14時55分

3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 29名 欠席者 2名

5. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 非農地証明願について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について

報告事項 使用貸借解約通知書について

議長

只今より、第5回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、16番委員、28番委員は所用の為、欠席との連絡があっております。

出席委員は、31名中29名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、8番委員、9番委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条の第1項の規定による所有権移転についての許可申請の1番から3番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第1号議案、農地法第3条の第1項の規定による所有権移転について、1番の譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、トラクター、ホールローダー等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、農機具はトラクター、耕耘機等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲受人の耕作面積は下限面積に達しており、農機具はトラクター、コンバイン等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

1番について、譲受人は19年の農作業歴があります。妻と2人で農業を営んでおり、通作時間は車で5分ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査委員

2番について、譲受人は30年の農作業歴があります。譲受人夫婦と子供、譲渡人である父の4人で農業を営んでおり、今回の申請は親子間での生前贈与のための申請ですので問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査委員

3番について、譲受人は45年の農作業歴があります。譲受人夫婦と子供の3人で農業を営んでおり、今回の申請は親子間での生前贈与のための申請ですので問題ありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

第1号議案の1番から3番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の所有権移転についての許可申請の1番から3番については許可することに決定します。

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番の譲受人は申請地を譲受け、貸住宅8棟を建築したいとのことです。

申請地は都市計画区域内の準工業地域で、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

1番の申請地は、東側は堤塘敷を挟み道路、南側は宅地、西側は雑種地及び宅地、北側は宅地となっております。

雨水排水は溜枳より道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より道路側溝へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

2番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番の賃借人は申請地を借り受け、来場者及び従業員駐車場として利用したいとのことです。

申請地は都市計画区域内の工業地域で、第3種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

2番の申請地は、東側は宅地、南側、西側は水路を挟み宅地、北側は農地となっております。

雨水排水は自然流下となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

3番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

3番の賃借人は申請地を借り受け、隣接する土地と一体に福祉事業施設を建築したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内で農用地区域外の農地で、第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

3番の申請地は、東側は道路、南側は宅地、西側は道路、北側は宅地となっております。

雨水排水は水路へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より水路へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

4番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

4番の譲受人は、申請地を譲り受け、利用者及び来客用駐車場として利用したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内で農用地区域外の農地で、第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

4番の申請地は、東側は農地、南側は農地、西側は道路、北側は宅地となっております。

雨水排水は水路へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

5番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

5番の譲受人は申請地を譲り受け、社宅2棟・貸住宅2棟、計4棟を建築したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内で農用地区域外の農地で、第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略します。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

5番の申請地は、東側は道路、南側は水路を挟み農地、西側は農地、北側は宅地となっております。

雨水排水は溜桝より水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽より水路へ放流となり問題ないを見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第3号議案、非農地証明願についての1番と2番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第3号議案、非農地証明願の1番と2番について、1番の申請人と2番の申請人は親子になります。

す。申請地を一体に利用していることから同時に上程します。申請事由は、平成元年月日不詳頃より公衆用道路として利用しているとのことです。

議長

現地調査員の報告をお願いします。

現地調査委員

申請地は、東側は農地と宅地、南側と北側は道路、西側は宅地、現状を見ると非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

10番委員

申請地の農地は以前から公衆用道路として使われていたということですが、こういった場合は宅地としての課税されているのですか。現況はどのような状態ですか。

事務局

今のところ農地のままで、課税はみていると思います。ただ、使われている状況としては道路と
ういことで、今回申請があがってきています。

10番委員

課税がかかっているということは、公衆用道路で整地をしていても所有者の方に課税がいつているということですか。

事務局

課税は農地のままで、個人にかかっています。

10番委員

本人さんは、納得されて申請されているのですか。

事務局

みなさんが、ここを道路として使われているということで、本人さんもわかられたうえで事務所を通じて申請されています。

30番委員

個人の所有ということになれば、税金を払っているということであり、所有権が生ずるわけですか。

事務局

ここはあくまでも、個人の所有で個人の持ち物です。ここは個人の畑と一体となっている道路として利用していたということです。ここは、その道路を一般の人も通っていいですよと了解のもとで、公衆用道路という表現になっております。あくまでも所有は個人の土地で、今回、非農地証明がでたのも個人名で出ております。だから、公衆用道路という表現でございますが、あくまでも個人の土地という考えで、所有者の方もそのような考えで思ってもらっていますので問題はないとみております。以上でございます。

議長

他に、ご意見ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案1番と2番は非農地証明書を交付することに決定します。

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

耕作権の新規設定	6件	18筆	22,727.00㎡
耕作権の再設定	7件	9筆	11,569.00㎡
合 計	13件	27筆	34,296.00㎡

です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定します。

農地法第18条の使用貸借解約については別添に記載のとおりですので報告します。
これで、第5回島原市農業委員会総会を閉会します。